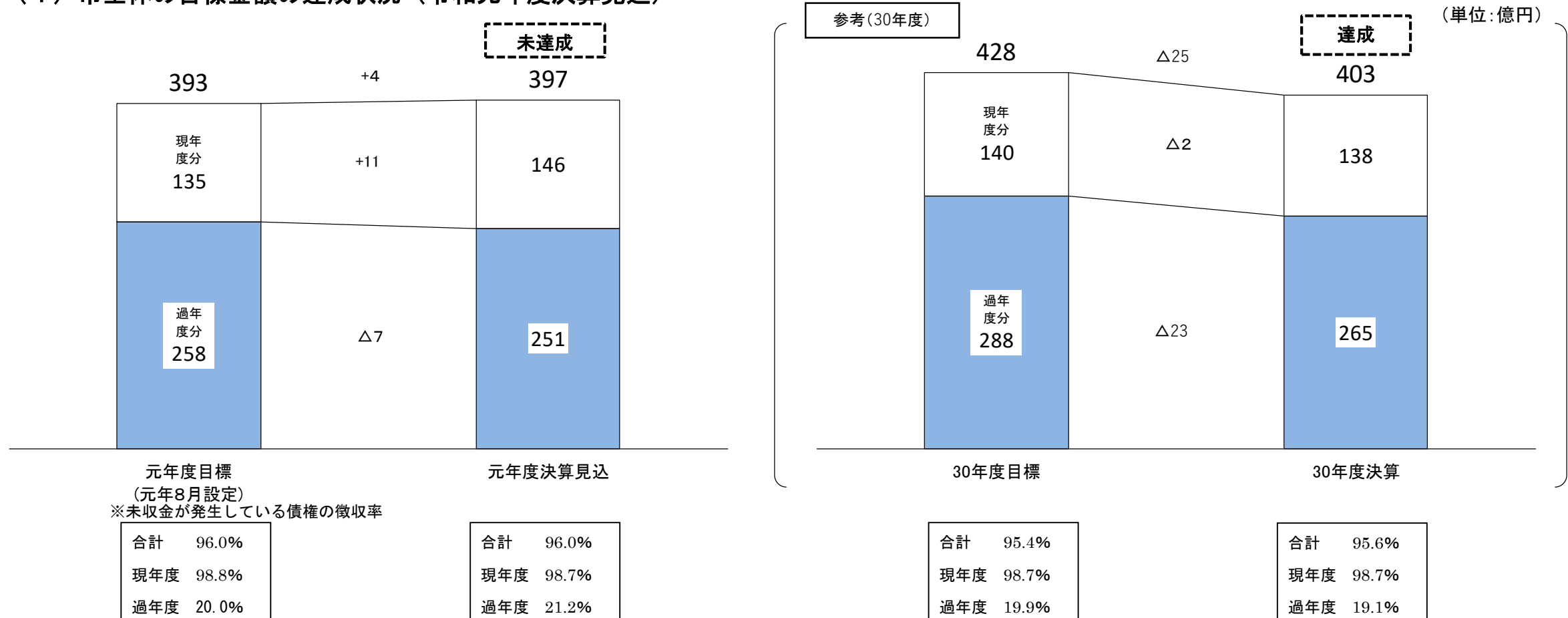


2 令和元年度の目標達成状況及び重点取組事項の実施状況

(1) 市全体の目標金額の達成状況（令和元年度決算見込）



令和元年度決算未込における未収金残高は397億円であり、平成30年度決算時の403億円から6億円圧縮したが、令和元年度目標393億円に対し、4億円の超過となった。未収金残高のうち過年度分については、賦課年度が古くなったもの等の回収困難な焦げ付き事案が増えつつあるなか、滞納処分の徹底による債権回収や積極的な債権整理の取組を実施し、目標額よりさらに7億円圧縮することができた。

現年度分については、市税の調定増に伴い、収入増とともに未収金残高も140億円程度に増えるの見込みながら、それでもなお全体として未収金残高は391億円と目標を達成できる見込みであった。しかしながら、新型コロナウイルス感染症対策に伴い、例年実施の出納整理期間中の収納対策強化の取組の停止を余儀なくされるなどにより、6億円相当の影響を受け、11億円の未達成となった。

主要債権では、国民健康保険料、介護保険料、住宅使用料が目標を上回る削減となったが、市税、生活保護費返還金、保育所保育料については、目標を達成できなかった。

今後は、新型コロナウイルス感染症の影響についても注視しつつ、引き続き未収金残高の圧縮に向け、適切な債権回収・整理等を行っていく必要がある。

(2) 目標達成のための重点取組事項の実施状況（第 25 回市債権回収対策会議で設定）

取組 1：強制徴収できる公債権については、財産調査（給与・預金等）を強化し、納付能力があるすべての滞納者に対して滞納処分を徹底

財産調査を踏まえ、滞納処分を積極的に行った。

所属間の滞納処分等の徴収ノウハウの差を解消するべく、徴収ノウハウの共有化と徴収事務担当者の人材育成の一環として市債権回収対策室で OJT 研修を実施し、引き続き取組を徹底していく必要がある。

○強制徴収できる公債権の差押え

（令和元年度：30,306 件 【前年度実績：30,816 件】）

主な債権の差押え実施状況(件数)	
市税	20,745
国民健康保険料	8,084
介護保険料	656
保育所保育料	458

※ヒアリング等により各所属に確認した。

○「OJTによる徴収事務担当者の育成」の実施

法的知識の習得及び納付交渉・財産差押などの実務を実践例を通しての習熟を図る。

・研修前期（7月～10月）4所属4名参加【前年度実績：研修前期（7月～10月）6所属6名参加】

研修後期（11月～3月）4所属4名参加【前年度実績：研修後期（11月～3月）6所属6名参加】

取組 2 : 強制徴収できない公債権及び私債権については、預金、給与収入等を有するなど納付能力がある滞納者に対して、支払督促をはじめとする厳正な法的手続きを実施

以前から法的手続きを実施している債権では着実に取組が進んでおり、一部の債権では法的手続きの取組を強化している。

引続き積極的に法的手続きを進めていく必要がある。

○法的手続きの実施（強制徴収公債権は除く。）

（令和元年度：10 債権 1,226 件【前年度実績：9 債権 1,387 件】）

主な債権の法的手続き実施状況(件数)	
住宅使用料	578
不正入居等損害金	389
学校給食費	145

取組 3：私債権について、債務者の状況を精査し、回収不能な債権については、債権放棄をはじめとする適正な未収債権の整理を実施

対策会議、未収金ヒアリング及び大阪市債権管理・回収アドバイザーを活用し、複数の債権について債権放棄の手続きを行ってきたところであり、従来からの取組が広がりを見せている。
今後も引き続き、適正な未収債権の整理を進めていく必要がある。

○債権放棄の実施

(令和元年度 15 債権 114,759 千円【前年度実績：15 債権 93,802 千円】)

※令和元年度分は令和元年度中に議決、報告があったものを集計

前年度実績は、平成 30 年度中に議決、報告があったもの（和解案件除く。）を集計

取組 4：令和元年度中に時効を迎える債権については、行方不明等により不可能な場合を除き、債務承認書、分納誓約書の取得など、時効中断のために最大限取組を実施。やむを得ず、時効中断を行えない場合は、財産調査を行い、滞納処分の執行停止又は徴収停止を実施

行方不明等により不可能な場合を除き、債務承認書、分納誓約書の取得など、時効中断のために最大限取組を実施した。やむを得ず、時効中断を行えない場合は、財産調査を行い、滞納処分の執行停止又は徴収停止の取組を実施した。なお、取組状況については、ヒアリング等により各所属に確認した。

取組5：口座振替勧奨等による納期内納付促進の取組によって新規未収金の発生を抑制

口座振替勧奨をはじめとした多様な納付環境の整備による納期内納付促進の取組を実施

○多くの債権で口座振替加入勧奨を実施

主な債権の口座振替収納の普及率

	平成30年度末の状況	令和元年度末の状況
国民健康保険料	48.8%	49.1%
市税	25.0%	24.4%
生活保護費返還金	44.1%	40.9%
介護保険料	51.3%	52.8%
住宅使用料	66.4%	66.0%
保育所保育料	93.5%	91.4%

○一部の債権でクレジット収納などの新たな納付環境を整備のうえ、実施

(3) 消滅時効期間を経過する債権に対する適切な事務処理の徹底について

(2)の重点取組事項の実施を徹底させる一環として、各所属に対し、令和元年度中に消滅時効期間を経過する予定の債権で、滞納者一人あたりの滞納金額が10万円以上の債権について、滞納者数・金額の把握及び対応状況の追跡調査を実施した。

取組の進捗管理を行うとともに、取組内容の認識共有を図ったうえで、対応状況が思わしくない債権所管に対する指導を徹底した。

令和元年4月1日～令和2年3月31日に消滅時効期間を経過する予定の債権対応状況

	対象債権 総額	①債務承認により、 時効中断した債権金額 (完納分を含む)	②法的手続きにより、 時効中断した債権金額	③滞納処分の停止又は 徴収停止の決議を行った 債権金額	④ ①～③以外の状況にある 債権金額 (破産免責決定を受けた 債権を含む)
1回目調査 (令和元年7月末時点)	約42億円	約4億円	約1億円	約6億円	約31億円
↓					
4回目調査 (令和2年3月末時点)	約42億円	約8億円	約2億円	約6億円	約26億円
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin: 10px auto;">約16億円</div>					

対象債権総額約42億円のうち①～③の計約16億円について、債務承認や法的手続きにより時効中断がなされ、また、滞納処分の停止又は徴収停止の決議を行うなど、適切な手続きを実施した。

残余の約26億円についての状況も、その大半が財産調査を終えているが滞納者との面会が果たせないまま時効期間を経過してしまった債権や破産免責決定を受けている債権など、明確な理由があるものである。

【前年度: 7月～翌年3月までの実績 約32億円のうち約10億円について適切な手続きを実施(※前年度は7月から調査開始)】